

納 税 準 備 預 金

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・ 納税準備預金
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 適用金利は金利情勢より変動します。 ・ 毎日の店頭表示利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫の所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかり、法人は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 13. 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時~17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、富山県弁護士会(076-421-4811)、金沢弁護士会(076-221-0242)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
14. その他参考となる事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合は、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。

預金16